

# 第 9 期小城市分別収集計画

令和元年 6 月 2 1 日

## 1 計画策定の意義

近年、大量生産、大量消費、大量廃棄という悪循環を繰り返している状況であり、環境の悪化に繋がることから資源として循環させることについて取り組みがなされているところである。

このことから、廃棄される不用物を分別し、再使用、再利用することで循環型社会を構築していく必要がある。

また、美しいふるさとづくりを進めるためには、長期的に、快適な生活環境の創造を維持していくことが肝要であり、廃棄物を分別し再資源化を行い、環境負荷軽減を図りながら循環型社会を形成することが不可欠である。

このためには、消費者・事業者・市が 4 R 推進について理解協力し、製品の生産・流通・消費に対し環境に負荷を掛けないシステムが必要であり、各々が廃棄物となるものの発生を各段階で抑制しなければならない。

本計画では、「消費者・事業者・市」のそれぞれが責任分担を行い実施するために、容器包装リサイクル法第 8 条の規定に基づき策定されたものであり、本計画を推進することによって一般廃棄物を減量し、環境負荷を軽減するとともに、循環型社会形成の実現を目指すものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施することで循環型社会形成を目標とし、そのための基本的な目標を掲げ進めていくものとする。

- 一 容器包装廃棄物の 4 R（購入拒否、発生抑制、再使用、リサイクル）を基本とした地域社会づくり
- 一 「消費者、事業者、市」が一体となり分別収集に取り組むことでの環境負荷の軽減
- 一 廃棄物の分別、適正処理を推進し、地域環境の保全を図る

### 3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、ガラス製容器（無色、茶色）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装、アルミ・スチール飲料缶を対象とする。なお、スチール製容器、アルミ容器（飲料缶以外）については、金属類と混合収集後、容器包装廃棄物を分別せず再商品化する。紙製容器包装については、新聞紙、古雑誌等との混合収集後、容器包装廃棄物を分別せず再商品化する。白色トレイについては、発砲スチロールとの混合収集後、容器包装廃棄物を分別せず再商品化する。

### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	2,799 t	2,790 t	2,780 t	2,770 t	2,760 t

### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

方策名	事業内容
①マイバッグ運動	買い物のときには買い物袋（マイバッグ）を持参し、レジ袋をもらわないよう普及啓発に努める。
②資源回収活動補助金制度	市民団体等の再生資源回収活動が安定的に行われ、ごみの減量化やリサイクルが効果的に進められる体制づくりへの支援を行う。
③環境衛生推進員会議の開催	環境衛生推進員会議を開催し、ごみの減量リサイクルの推進について協議する。
④ごみ問題の啓発	各種団体を対象にした、ごみ減量出前講座の実施や広報誌へのリサイクル推進の掲載。

⑤資源物集積所設置補助金	資源物として収集する地区ステーションの新設又は改修に対し、一部補助を実施し利用しやすい集積所の整備を図り、リサイクルの向上に努める。
--------------	--

7 分別収集する容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分  
(法第8条第2項第3号)

4 R 計画等を総合的に進めるため、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	スチール・アルミ飲料缶 金属類
主として ガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他ガラス製容器 ビン・ガラス類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙類（紙パック）
主として段ボール製の容器	紙類（段ボール）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	発砲スチロール製トレイ・発砲スチロール
	容器包装プラスチック

※飲料缶以外のスチール製容器、アルミ容器については、金属類と混合収集後、容器包装廃棄物を分別せず再商品化する。

※白色トレイは発砲スチロールとの混合収集後、容器包装廃棄物を分別せず再商品化する。

※その他の紙製容器包装については紙類（雑誌類）として混合収集する。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和 2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	0.6t		0.6t		0.6t		0.6t		0.6t	
主としてアルミ製の容器	15.0t		15.0t		14.9t		14.9t		14.8t	
無色のガラス製容器	(合計) 70.0t		(合計) 69.7t		(合計) 69.5t		(合計) 69.3t		(合計) 69.0t	
	(引渡 量) 70.0t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 69.7t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 69.5t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 69.3t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 69.0t	(独自 処理 量) 0t
茶色のガラス製容器	(合計) 100.7t		(合計) 100.3t		(合計) 100.0t		(合計) 99.6t		(合計) 99.3t	
	(引渡 量) 100.7t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 100.3t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 100.0t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 99.6t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 99.3t	(独自 処理 量) 0t
その他のガラス製容器	(合計) 11.9t		(合計) 11.9t		(合計) 11.8t		(合計) 11.8t		(合計) 11.7t	
	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 11.9t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 11.9t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 11.8t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 11.8t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) 11.7t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	0.2t		0.2t		0.2t		0.2t		0.2t	
主として段ボール製の容器	115.3t		114.9t		114.5t		114.1t		113.7t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 69.5t		(合計) 69.3t		(合計) 69.0t		(合計) 68.8t		(合計) 68.6t	
	(引渡 量) 69.5t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 69.3t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 69.0t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 68.8t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 68.6t	(独自 処理 量) 0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 83.8t		(合計) 83.5t		(合計) 83.2t		(合計) 82.9t		(合計) 82.6t	
	(引渡 量) 83.8t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 83.5t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 83.2t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 82.9t	(独自 処理 量) 0t	(引渡 量) 82.6t	(独自 処理 量) 0t
(うち白色トレイ)	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 平成30年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

分別収集する容器包装廃棄物の種類	平成30年度 収集実績	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
主としてスチール製の容器	0.6 t	0.6 t (人口変動率) 99.65%				
主としてアルミ製の容器	15.1 t	15.0 t (人口変動率) 99.65%	15.0 t (人口変動率) 99.65%	14.9 t (人口変動率) 99.65%	14.9 t (人口変動率) 99.65%	14.8 t (人口変動率) 99.65%
無色のガラス製の容器	70.2 t	70.0 t (人口変動率) 99.65%	69.7 t (人口変動率) 99.65%	69.5 t (人口変動率) 99.65%	69.3 t (人口変動率) 99.65%	69.0 t (人口変動率) 99.65%
茶色のガラス製の容器	101.0 t	100.7 t (人口変動率) 99.65%	100.3 t (人口変動率) 99.65%	100.0 t (人口変動率) 99.65%	99.6 t (人口変動率) 99.65%	99.3 t (人口変動率) 99.65%
その他のガラス製容器	11.9 t	11.9 t (人口変動率) 99.65%	11.8 t (人口変動率) 99.65%	11.8 t (人口変動率) 99.65%	11.7 t (人口変動率) 99.65%	11.7 t (人口変動率) 99.65%
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	0.2 t	0.2 t (人口変動率) 99.65%				
主として段ボール製の容器	115.7 t	115.3 t (人口変動率) 99.65%	114.9 t (人口変動率) 99.65%	114.5 t (人口変動率) 99.65%	114.1 t (人口変動率) 99.65%	113.7 t (人口変動率) 99.65%
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	69.8 t	69.5 t (人口変動率) 99.65%	69.3 t (人口変動率) 99.65%	69.0 t (人口変動率) 99.65%	68.8 t (人口変動率) 99.65%	68.6 t (人口変動率) 99.65%
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	84.0 t	83.8 t (人口変動率) 99.65%	83.5 t (人口変動率) 99.65%	83.2 t (人口変動率) 99.65%	82.9 t (人口変動率) 99.65%	82.6 t (人口変動率) 99.65%

人口変動率は平成26年度人口を基準とし、以降5年間の対前年度比率を基に次のとおり設定した。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
45,054人 (対前年度比) 99.65%	44,896人 (対前年度比) 99.65%	44,739人 (対前年度比) 99.65%	44,582人 (対前年度比) 99.65%	44,426人 (対前年度比) 99.65%

※人口は年度末人口とする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	スチール・アルミ飲料缶 金属類	市（委託業者）による定期収集	市（委託業者）
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	ビン・ガラス類	市による定期収集	市（委託業者）
	茶色のガラス製容器			
	その他ガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙類（紙パック）	委託業者	委託業者
	段ボール	紙類（段ボール）	委託業者	委託業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者	委託業者
	（白色発泡スチロール製食品トレイ）	発砲スチロール製トレイ・発砲スチロール		
	その他のプラスチック製容器包装	容器包装プラスチック	委託業者	委託業者

※飲料缶以外のスチール製容器、アルミ容器については、金属類と混合収集後、容器包装廃棄物を分別せず再商品化する。

※白色トレイは発泡スチロールとの混合収集後、容器包装廃棄物を分別せず再商品化する。

※その他の紙製容器包装については紙類（雑誌類）として混合収集する。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

回収資源物は小城市廃棄物中継センター、または委託業者にて選別をおこない、リサイクル事業者に引取ってもらう。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	スチール・アルミ飲料缶 金属類	袋	平ボディ車	民間業者 (選別・圧縮・保管)
アルミ製容器		金属製 コンテナ		
無色のガラス製容器	ビン・ガラス類	金属製 コンテナ	平ボディ車	小城市廃棄物中継センター (一時保管)
茶色のガラス製容器				
その他ガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙類 (紙パック)	ひもで縛る	平ボディ車	民間業者 (選別・圧縮・保管)
段ボール	紙類 (段ボール)	ひもで縛る	平ボディ車	
ペットボトル	ペットボトル	袋	パッカー車	
その他のプラスチック製容器包装	発砲スチロール製トレイ・発砲スチロール	袋	パッカー車	
	容器包装プラスチック	袋	パッカー車	

※飲料缶以外のスチール製容器、アルミ容器については、金属類と混合収集後、容器包装廃棄物を分別せず再商品化する。

※白色トレイは発砲スチロールとの混合収集後、容器包装廃棄物を分別せず再商品化する。

※その他の紙製容器包装については紙類 (雑誌類) として混合収集する。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市環境衛生推進員等を活用し、推進体制を整備する。
- ・ 容器包装廃棄物が排出されたときは、分別の区分と分別の基準に従って適正に排出されるよう広報誌等で啓発する。
- ・ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。